

## 長崎県臨床心理士会 倫理規程

### 第1条（目的）

長崎県臨床心理士会（以下、「本会」という。）は、一般社団法人日本臨床心理士会が定める倫理綱領を遵守し、臨床心理士としての責務を果たすために、本会規約第7条第3項（1）により、長崎県臨床心理士会倫理規程（以下、「本規程」という。）を定める。

### 第2条（倫理委員会の設置）

本会は、前条の倫理綱領にもとる者に対する厳正な審査、及び会員の倫理意識の向上のために、倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### 第3条（委員会の構成）

委員会は、本会の倫理担当理事および理事の互選により選出された委員1名、及び会員の中から抽選によって選出された理事以外の会員3名をもって構成する。但し、5名の委員には男女両性の委員を含む。

2. 委員長は、委員の互選による。
3. 委員の任期は4年とし、再任は妨げない。但し、2期を越えることはできない。
4. 委員会には若干名の臨時委員を置くことができる。選出方法及び任期は委員同様とする。
5. 委員長は委員会の承認を得て、必要に応じて有識者の委員会への出席を要請することができる。

### 第4条（委員会の運営）

委員長は、審査の請求があった場合には、速やかに委員会を招集し、審査を開始しなければならない。

2. 委員会は、委員長が議長を決める。
3. 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立するものとする。
4. 委員長に事故がある時は、委員のうちから予め互選により指名された者が委員長の職務を代行する。

### 第5条（啓発活動）

委員会は、会員の倫理意識の向上のために必要と思われる印刷物の発行・倫理研修の主催等の責任を負う。

### 第6条（審査）

会員及び会員の活動と関わりのあるすべての人は、所定の文書をもって委員会に審査の請求をすることができる。

2. 審査は、事実を尊重し、憶測や推測を排除して、厳正に行わなければならない
3. 審査は、当事者の意見表明権を尊重し、民主的に行わなければならない。
4. 審査は、当事者の人権に十分配慮し、得られた情報についても、その取り扱いに十分留意して行わなければならない。
5. 委員長は、できるだけ速やかに審査の結果を本理事会に報告しなければならない。
6. 本理事会は、委員会の審査結果を受けて、倫理綱領に照らし審査され倫理違反が認定された会員に対しては、以下のうち一つ又は二つ以上の措置を行う。
  - 1) 嚴重注意
  - 2) 教育・研修の義務づけ
  - 3) 一定期間内の会員活動の停止
  - 4) 除名
  - 5) 会員への周知

#### 第7条（復権）

除名処分を受けた者は、一定期間を経た後、委員会に再登録の申請をすることができる。

2. 委員会は、申請に基づいて速やかに再登録の可否について審査を行い、その結果を理事会に報告しなければならない。
3. 理事会は、委員会の審査の結果を受けて、理事会の議を経て、会員再登録を認めることができる。但し、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会倫理委員会により、登録の停止・抹消されている者の会員再登録は認められない。
4. 再登録の認定基準は、別に定める。

#### 第8条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の議を経て、総会において承認されなければならない。

#### 第9条（細則）

本規程の運用にあたっては、別に定める。

附則 本規程は、平成22年5月18日より施行する。

但し、委員の任期についての規程は平成23年4月1日より適用する。

附則 本規程は、平成25年5月19日一部改正し施行する。

附則 本規程は、平成27年5月17日一部改正し施行する。

附則 本規程は、平成30年6月17日一部改正し施行する。